

平成31年3回教育委員会会議定例会 議事録

- 午後 3時30分開会
- 1 日 時 平成31年 3月20日(水)
- 午後 4時30分閉会
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者 高田教育長, 市川委員, 竹下委員, 西川委員, 中秋委員
- 4 説明員 中川教育次長兼教育振興課長, 吉本学校教育課長,  
岡元文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長
- 5 会議事件  
付議案件
- 議案第11号 職員の任免その他の人事について
- 議案第12号 平成30年度準要保護児童及び生徒の認定について
- 議案第13号 学校医の委嘱について
- 議案第14号 竹原市嘱託学芸員の委嘱について
- 議案第15号 市立竹原書院図書館長の任命について
- 議案第16号 竹原市スポーツ推進委員設置規則の一部を改正する等の規則案
- 議案第17号 竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則及び竹原市伝統的建造物  
群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議案第18号 要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の全部を改正する告示  
案
- 議案第19号 竹原市教育委員会永年勤務職員表彰実施規程の一部を改正する告示  
案
- 議案第20号 竹原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案

○高田教育長 ただいまから, 平成31年第3回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第11号及び議案第12号は個人情報であるため非公開とすること, 議事の運営上, 議案第17号, 議案第19

号及び議案第20号は教育委員会事務局の組織改正に伴う関連議案であるため一括上程し採決後に、議案第18号を付議させていただくこととします。御異議ございませんか。

○市川委員           はい。

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○中秋委員           はい。

○高田教育長       御異議なしと認めます。よって議案第11号から議案12号までは非公開とすること、議事の運営上、議案第17号、議案第19号及び議案第20号は教育委員会事務局の組織改正に伴う関連議案であるため一括上程し採決後に、議案第18号を付議させていただくことに決定しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長       教育委員会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。続きまして議案第13号「学校医の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長        中学校の学校医の変更届出の提出を受けた者に学校医を委嘱しようとするものであります。竹原中学校の学校医ですが、現在山下由喜子先生から椎原クリニックの椎原康也先生に学校医を変更するという届出が医師会から提出されましたので、医師会から推薦をうけた椎原康也先生に竹原中学校の学校医を委嘱しようとするものであります。

○高田教育長       これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員        山下先生から椎原先生にお願いされたのでしょうか。

○吉本課長        山下先生から医師会の方に、相談されたのだと思います。それに伴って医師会の方から学校医を山下先生から椎原先生を推進しますという届け

出が提出されたという流れです。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第14号「竹原市嘱託学芸員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○岡元課長 議案第14号竹原市嘱託学芸員の委嘱についてでございます。本案はたけはら美術館の嘱託学芸員が平成31年3月31日をもって、任期満了となりますので、その後任として引き続き候補者であります高橋千尋さんを嘱託学芸員として、委嘱をしようとするものであります。高橋学芸員は平成20年から在職しておりまして、これまで多くの企画展・特別展の開催、また文化芸術関係団体と連携協力を図りながら美術館の企画運営に精力的に取り組むなど多くの成果をあげておりまして、この経験を生かして引き続き専門的な事務に従事していただきたいと考えているため、委嘱をしようとするものであります。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○竹下委員 学芸員は今、高橋さんの1名だけですか。

○岡元課長 現在、たけはら美術館におきましては、学芸員は現在高橋学芸員の1名となります。あとは事務職員として文化生涯学習課の生涯学習係の専門員が1名事務所に常駐しております。ちなみに、たけはら美術館には池田コレクション展示スペースがありまして、そちらの受付として臨時職員を雇用しております。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第15号「市立竹原書院図書館長の任命について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○岡元課長 議案第15号市立竹原書院図書館長の任命について説明いたします。本案は市立竹原書院図書館長の服務に関する規則第2条の規定によりまして、図書館長の任命について承認を求めるものでございます。市立竹原書院図書館長の任期が平成31年3月31日をもって満了となることに伴いまして、その後任として引き続き塚本隆司氏を任命しようとするものでございます。任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間となります。規則におきましては、任期は2年となっておりますが、常勤的な非常勤の特別職員の任用につきまして、平成32年度から制度が改められる予定でありますことから、今回の任命を特に1年間とさせていただきます。塚本氏につきましては、これまで小学校教諭として長年勤務をされ、学校現場において読書活動の推進につとめてこられました。平成29年4月の図書館長就任後におきましても、それまでの経験と知識を生かしながら、読み語り事業等の新たな事業を実施する等図書館運営に熱心に取り組まれておりまして、図書館長として適任と考え引き続き任命をするものでございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり承認することに御異

議ございませんか。

○市川委員           はい。

○竹下委員           はい。

○西川委員           はい。

○中秋委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第16号「竹原市スポーツ推進委員設置規則の一部を改正する等の規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○岡元課長           議案第16号「竹原市スポーツ推進委員設置規則の一部を改正する等の規則案」でございます。本案につきましてはこの度公民館施設が地域交流センターに4月1日をもって移行することとなっております。それに伴いまして、条例規則等の公民館という文言を整理しようとするものであります。竹原市スポーツ推進委員設置規則内に公民館という文言がありましたので、こちらの文言を整理しようとするものでございます。

○中川教育次長  
兼 課 長           補足をさせていただきます。新旧対照表がございます。今、岡元課長が説明しました竹原市スポーツ推進委員設置規則の他、市立竹原書院図書館規則、竹原市教育員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の3つの規則について文言を整理すること、また、公民館が廃止となりますので、竹原市公民館職員の服務に関する規則について廃止することを一括して行うものでございます。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員           新旧対照表の下線部の公民館等の文言の割愛で、竹原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則では、公民館という文言がありませんが。

○中川教育次長  
兼 課 長           補助執行に関する規則は、本来教育委員会でやるべき業務を市長部局でやってもらうというもので、逆もあるのですが、今の中身でいえば市民館

はもともと市長部局のものですが、社会教育部門がそこに入っていることから、市民館は市長部局から教育委員会が補助執行していることとなります。逆に公民館でやっていた社会教育事業は、引き続き市長の方で社会教育部分を継続してもらいたいということになるので、教育委員会の権限に属している社会教育の事務を市長部局で補助執行してもらうために、公民館という言葉がなくなりますので、竹原市地域交流センターにおいて生涯学習に関する活動の振興を行ってもらうという改正です。もともとは、青少年教育に関することだけでしたが、地域交流センターにおいて生涯学習に関する活動の振興が付け加わるということで、これまで第2条しかなかったものですが、号を設けて整理させていただいたというものです。

○竹下委員 公民館職員の服務に関する規則が廃止されて、新しく交流センターの職員の服務に関する規定のようなものが新しくできるのですか。

○中川教育次長 兼 課 長 はい。公民館職員はなくなりますので、地域交流センター職員の服務規律というものが、今現在と同等にセンター長、センター主事をおくことで進められておりますので、同じような服務に関する規則が設けられる見込みです。これは市長部局側でつくるものです。

○竹下委員 それはこれから今から作るのですか。

○中川教育次長 兼 課 長 もう作って整理はされているはずですが。4月1日に施行される予定です。

○竹下委員 荘野公民館で、職員が変わるが、服務規程がこれまでの公民館とどのように変わるのですか。

○中川教育次長 兼 課 長 これまで、市長部局と移行作業を行った中では、基本的な体制は変えないということで、大きく時間を延ばしたり、短くしたりはしないと聞いておりますので、条件的には大きく変わらないと思われま。

○竹下委員 時間がのびるという話を聞きましたが。

○中川教育次長 兼 課 長 シフトの関係であるかもしれませんが、予算自体は増えておりませんので、おそらくまちづくり推進課と連携してきた中では条件は従来どおり

と聞いています。

○竹下委員 定年制とか、今まで12年とか、80歳とか。

○中川教育次長 兼 課 長 公民館独自でも設けたものではなくて、75歳とか、3期12年などは、総務部長通知ということで、10数年以上前のルールとして踏襲されていますが、公民館に限っていいますと、地域によっては、75歳で縛られると後任がないという地域もありましたので、そこについては柔軟に対応するというで行っています。

○竹下委員 庄野では、次のセンター長がない、70歳すぎてもよいのでしょうか。

○中川教育次長 兼 課 長 原則論としてはルールがあるのですが、実際に70を超えて、館長にお勤めいただいているところは複数館あります。

○竹下委員 継続されている中の70歳と今から新規で決める中で70歳を超えているのはどちらも良いのか。

○中川次長 教育委員会としていいですよという立場ではない、今までの公民館長が再任するということならば教育委員会で柔軟な対応をするというのは言えるが、今言うようなルールがある中で、その方がどうしてもということであれば例えば1期1年、おそらく交流センター長もセンター主事も32年度から臨時職員特別職の職員の制度運用が変わってくるので、いったんは1年ということになるのではと思われます。

○竹下委員 32年から。

○中川教育次長 兼 課 長 32年度から会計年度任用職員ということで、今まで原理原則でいうと、臨時職員は1年間しか雇えなくて、それを引き続きずっと雇用するということは、本来の趣旨と異なっていたことを運用上行っていたということで、全国的にきちんとしなさいということで、その時に、今いったような時間外とか月額報酬の見直しもまた32年度に向けて整理しているので、基本的には今言いましたとおり、公民館長及び公民館主事の条件をそのまま地域交流センターが引き継いで4月以降もやるということはベースとなっています。そこの部分はまだ体制が決まっていないセンターにあっては、

もう一度御相談いただいた方が良くかなと思います。

○竹下委員 次の人選をしているところなのですが、もし一番いい人が居なくて、お願ひしたい人が70歳を超えている場合には相談したらよいですか。70歳を超えていたら絶対にダメだということはないですか。

○中川教育次長 兼 課 長 それは相談をしながらやっていただければと。少なくとも、公民館時代にはそういう方はいらっしゃいました。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして議案第17号「竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則及び竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則案」、議案第19号「竹原市教育委員会永年勤務職員表彰実施規程の一部を改正する告示案」及び議案第20号「竹原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案」は教育委員会事務局の組織改正に伴う関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○中川教育次長 兼 課 長 まず、議案第17号は規則の一部改正案、議案第19号は規定の改正する告示案、議案第20号については、決裁規程の一部改正に関する訓令となっております先月御説明いたしました文化生涯学習課が教育振興課に統合されますので、文化生涯学習課を教育振興課に改めるということが今回の各議案の内容となっております。まず議案第17号の「竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則」の一部を改正する議案となっております。改正前は、生涯学習係と文化財保護係が文化生涯学習課において次の事務

を司るということで、改正前の第6条9号、10号、15号の市民館の管理運営に関すること、公民館の管理運営に関すること、課内庶務に関することが外れて、改正後は教育振興課に教育企画係・生涯学習係・文化財保護係ということでひとつの課に統合させていただきます。次に、「竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則案」です。改正前は、審議の庶務は文化生涯学習課において処理するとあったものが、改正後は、審議の庶務は教育振興課において処理すると変更になります。続いて議案第19号「竹原市教育委員会永年勤務職員表彰実施規程の一部を改正する告示案」ですが、第3条で基準の適用に疑義があるときは竹原市教育委員会教育次長、教育振興課長、学校教育課長及び文化生涯学習課長において組織する表彰審査会において審議するというので審査会のメンバーを表示しておりますが、改正後は、文化生涯学習課長を除いて、教育次長、教育振興課長および学校教育課長と文言整理をさせていただきます。続いて議案第20号「竹原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案」ですが、教育委員会の事務においては、教育長、教育次長、課長ということで各決裁区分を規定しているものがこちらの規定となります。学校教育課の次に文化生涯学習課ということで、定例または簡易な社会教育計画の樹立及び実施に関する以下、課長決裁の部分がございまして。これが改正後は、教育振興課の決裁区分にすべてもってくるということで、現在の教育振興課の決裁区分に付け加えて、文化生涯学習課の決裁区分をなくす。以上が3議案の説明となります。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員           「竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則」は、改正前の第6条9号10号15号が改正後の9号にまとまったということですか。

○中川教育次長       改正前の第6条9号10号ですが、竹原市民館、公民館の管理をいたしませんので改正後に行かない、15号課内庶務はもともと教育企画係が持っておりますので、ですから9号10号15号を削除したうえで改正後にもつ

ていっている。そうすることで、改正前の11号教育集会所の運営に関する  
ことが、今度は号がずれてきますので9号となります。9号10号15号を  
割愛して号ずれと認識いただければと思います。

○高田教育長 採決については、一つの議案ごとにお諮りしていきます。それではお諮  
りいたします。議案第17号「竹原市教育委員会事務局の組織に関する規  
則及び竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正す  
る規則案」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。続いて、議案第19号「竹原市教育委員会永年  
勤務職員表彰実施規程の一部を改正する告示案」は、原案のとおり可決す  
ることに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。続いて、議案第20号「竹原市教育委員会事務  
決裁規程の一部を改正する訓令案」は、原案のとおり可決することに御異  
議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして議案第18号「要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の全部を改正する告示案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第18号「要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の全部を改正する告示案」を次のように提出することについて承認を求めるものでございます。現在支給対象者が竹原市内の小中学校及び義務教育学校に児童を就学させているものとなっておりますが、このたびの改正で、区域外就学者についても柔軟に対応していきたいということが主なものです。そのほか、分かりにくい表現についても整理するというので全文改正を行うものです。まず、第2条ですが、これまで示していませんでしたが、定義を示すこととしました。準要保護者、要保護者に準じる程度に困窮していると認められ、次のいずれかに該当するものというように定義を並べるとい形としております。次に第3条に支給対象者というふうにこれまでは1つの項目で支給対象者ということになっていましたが、項を分けさせていただきました。第3号市内に住所を有し市外の小中学校等に在籍する児童及び生徒、第4号市外に住所を有し市内の小中学校等に在籍する児童及び生徒を追加しております。第3号については、市内から市外の学校に通っている子供、第4号については、市外に住んでいて竹原市内の学校に通っている子供も対象として考えていこうと変えております。続いて、第5条、第6条、第8条については、分かりにくかった文言を整理しております。このように要綱の全部を改正することについて御承認を求めるものです。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員 支給対象者第3条の3号・4号は追記されるということですか。

○吉本課長 はい。

○西川委員 これが追記されるに至った理由は、4号は市外なので、竹原市に納税し

ていない方にも手厚い対応をしようというものですよね、例えば三原市から来られた場合に、三原市で面倒をみる場合もあるし、竹原市で面倒をみようかという場合のその行政区域が違うので、双方が同じアプローチをする場合も生じると思うのですが、そういった場合の対応も決まっていますか。

○吉本課長　　もともとこの近辺の市町はすべて認めています。竹原市は逆に認めていなかったのですが、本当は対象にできた場合であっても、これまでは認めることができなかったので、竹原市においても整理をして対象とした。重複するということではなくて、いままで対象になっていなかった方が、きちんと対象になってくるというものです。竹原市に住んでいる子供が三原市に行くという場合もありますので、その点で整合性を持たせております。

○西川委員　　竹原がこの改正が遅れた理由はありますか。

○吉本課長　　特にありません。このことについてこれまで不具合が生じてきていませんでした。この度、こういう場合はどうですかと御質問をいただきました。そこで、整理をして、対象から漏れることがないようにしたものです。

○竹下委員　　今現在3号・4号に該当するような子供はいますか。

○吉本課長　　今は出ておりませんが、問い合わせがあったことから、これについては今後出る可能性はあると考えています。

○竹下委員　　例えば私立の学校もですか。

○吉本課長　　そうですね。

○市川委員　　市外の学校というのは、竹原市には公立しかないのが公立でしょうが、市外は公立であろうが私立であろうが関係ないということですか。

○吉本課長　　私学に行かれています方が生活が大変かどうかは分からないし、公立にそういう方がいることもあるので、一概に言えませんが、竹原市に住所がある子供が、他市町の学校に区域外就学をしている子供、区域外就学は認めているもので、そういう方については対象になるというものです。

○市川委員　　小中学校等の等は何を指しますか。

- 吉本課長 義務教育学校を示します。
- 市川委員 区域外がOKになったら、就学予定者が入学前に市外に転出した場合はどのようなのですか。市外に転出した場合でも学校に残れば対象となるわけですね。
- 吉本課長 学校に残っても、市外に区域外就学で出ても援助費が出るようになります。今は出ません。
- 市川委員 第8条第3号就学予定者が入学する前に市外に転出した場合というのはどういった場合を指すのですか。子供さんだけいて親が出て、学校が変わらなかったら出すのか、出すとなれば、受給を取り消す必要もないのでは。
- 吉本課長 基本的には、住所があるところを見るという前提になりますので、竹原市に住んでいる方が、先に申請していたものが転居をして例えば三原市に住所を移った場合は、今度は三原市で面倒を見ることになります。その意味で3号があります。
- 竹下委員 支給期間は1年間ですか。毎年毎年申請をしないといけないのですか。
- 吉本課長 前年度の収入をみて判定をしますので、1年間となっております。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成31年第3回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

平成31年 3月20日 午後 4時30分閉会